

後日回答について（第1回総合計画等推進市民委員会）

会議当日に回答できなかった質問について、次のとおり回答いたします。

○施策2-3-3. 創業支援の充実（P70～P72）

No.	内 容	
1	質問	創業支援の充実 【はちのへ創業・事業承継サポートセンターを活用して創業した件数】 71頁の指標では令和5年度に一気に創業数が増えています、こういった分野が多く起業されていますか。
	回答	【担当課】商工課 令和5年度の業種別の創業件数は、多い順に「宿泊業、飲食サービス業（17件）」、「生活関連サービス業、娯楽業（9件）」、「医療・福祉（9件）」、「学術研究、専門・技術サービス業（6件）」、「卸売業、小売業（5件）」となっております。 特に「宿泊業、飲食サービス業」については、令和2年度から令和4年度の3年間の平均（6件）と比較し3倍近くに増えており、新型コロナウイルス感染症に係る制限解除に伴うものと推測されます。

○施策2-3-5. 労働環境の充実（P76～P78）

No.	内 容	
2	質問	労働環境の充実 【「あおもり働き方改革推進事業」認証取得企業数】 この認証取得をすると企業にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。実績が横ばいということは、更新がされていないのではないかと思います。なぜ更新されないのかということのほか、更新されない場合は企業にあまりメリットが無いからということであれば、この認証の意義は何なのかということになりかねないので、そのあたりについて教えていただきたいです。
	回答	【担当課】産業労政課 「あおもり働き方改革推進企業認証制度」は、男女問わず全ての労働者が働きやすい環境づくりを推進するとともに、労働者の仕事と結婚から子育ての希望の実現への意欲を喚起し、男女共同参画社会づくり及び少子化対策の推進に資することを目的として、青森県が平成29年度から実施しております。県では、当該制度で「働き方改革」に取り組む企業として認証を受けるメリットを次のとおり紹介しております。 ・ホームページ等で積極的に周知 ・求人票の表示 ・県入札参加資格申請時の加点（建設工事、物品、役務） ・青森県特別保証融資制度の利用 ・県内金融機関による低金利融資（青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫） ・青森県が実施する企業合同説明会の優先的参加

No.	内 容	
		また、認証を取得した更新状況について、県の所管部署に確認したところ、認証取得企業の中には、2年の有効期限を迎えて更新しない企業もあるとのことでしたが、令和5年度に認証取得している市内企業27社については、平成29年度から令和4年度に認証を取得しており、有効期限毎に更新を続けております。